

損害賠償等請求手続きのご案内



合衆国軍隊等の行為により被害を受けられた方へ

北海道防衛局では、日本国内で合衆国の軍隊又は構成員等による行為(例えば、交通事故、器物破損等)により損害を受けられた方(被害者)に対して、地位協定に基づく損害賠償等の業務を行っております。

なお、公務執行外における損害については、原則として、当事者間の示談や保険などでの 解決を優先していただきます。

< 手 続 き の 流 れ >

事件・事故の発生

(公務執行中の場合)

(公務執行外の場合)

損害賠償請求書の提出 (被害者 → 北海道防衛局)

> 事故の調査 損害内容の審査 _{報告}

(北海道防衛局 → 防衛省本省)

防衛省と合衆国当局との協議

賠償金額の決定・通知 (北海道防衛局 → 被害者)

賠償金額の同意、支払 (北海道防衛局←→被害者) 損害賠償請求書の提出 (被害者 → 北海道防衛局)

> 事故の調査 損害内容の審査

> > 由

送付

(北海道防衛局 → 防衛省本省 → 合衆国当局)

合衆国当局による内容の審査

補償金額の決定・通知 (合衆国当局 → 被害者)

補償金額の同意、支払

(被害者 ←→ 合衆国当局)

○損害賠償等の請求できる期間

公務執行中と公務執行外で、賠償等を請求できる期間が異なります。(下表のとおり)

公務執行中の場合

損害の発生及び加害者を知ったときから3年間(人の生命又は身体に対する損害については5年間)または不法行為の時から20年間(いずれか早い方)

公務執行外の場合 損害の発生したときから2年以内

請求できる期間を過ぎますと、請求することができなくなりますので、ご注意願います。



事件・事故に関する情報を、ご遠慮なくお寄せください。

〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎 北海道防衛局 管理部 業務課 調達協力室 調達協力係